

入札説明書

この入札説明書は、令和8年（2026年）1月27日付け北海道告示第30号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道知事 鈴木 直道

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 船舶用燃料及び潤滑油

(ア) A重油 J I S 1種1号

(イ) 軽油 J I S 2号

(ウ) 潤滑油

a シェルアーギナ S-2/40 又は同等品

b シェルガデニヤ S-3/40 又は同等品

イ 数量（調達予定数量）

(ア) A重油 J I S 1種1号

672,000リットル

(イ) 軽油 J I S 2号

563,000リットル

(ウ) 潤滑油

a シェルアーギナ S-2/40 又は同等品

13,600リットル

b シェルガデニヤ S-3/40 又は同等品

16,300リットル

(2) 調達をする物品等の仕様等 (1) に同じ。

(3) 契約期間 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

(4) 納入場所 稚内港、小樽港、函館港、室蘭港、浦河港、十勝港、釧路港、花咲港、根室港及び紋別港

(5) 納入方法 納入は原則バージ船によるものとするが、やむを得ず他の方法で納入する際の費用については、納入者の負担とする。

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格（物品の購入の資格のうち、業種別に区分した中分類60（車両燃料）に該当する者に限る。）を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(5) 船舶用燃料及び潤滑油は、次に掲げる港で給油（代行給油を含む。）可能であること。

稚内港、小樽港、函館港、室蘭港、浦河港、十勝港、釧路港、花咲港、根室港及び紋別港

(6) A重油と軽油の給油に際しては、1回につきそれぞれ3,000リットル以上給油が可能であること。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の（4）から（6）までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年1月28日（水）から同年2月13日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで。

イ 申請の方法 別記様式の条件付一般競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(ア) 3の（4）に掲げる資格を有するかどうかの審査については、当該石油製品販売業開始届出書等の写し。

(イ) 3の（5）及び（6）に掲げる資格を有するかどうかの審査については、給油が可能なることを記載した書類。

なお、給油を代行させる場合には、代行給油に関する証明書（代行する者の代表者印のあるものに限る。）。

(ウ) 予定数量に係る元売業者の供給証明書及び製品分析証明書。

ウ 申請書類の提出先

郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部水産局漁業管理課

電話番号 011-204-5486（直通）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部水産局漁業管理課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎10階 水産林務部1号会議室
(入札書を送付する場合は、郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課宛とすること。)
- (2) 入札日時 令和8年3月18日(水)午後2時
(送付による場合は、同月17日(火)午後5時までには必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

7 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- (2) 契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。

再度の入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

随意契約に移行する場合の落札者の決定方法は、次により行う。

- (1) 予定価格(単価)に達していないが、すべての入札価格(単価)が最低である入札者がある場合は、その者から見積総価額(各見積金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)を記載した見積書を徴する。
- (2) すべての入札価格(単価)において最低である入札者がいない場合は、入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が少ない順に、二者を選定して見積総価額(各見積金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)を記載した見積書を徴し、見積合せを行う。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要(書面もしくは契約内容を記録した電磁的記録)

12 その他

(1) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び令和8年1月 日付け北海道告示第 号の公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電話番号 011-204-5486(直通)

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 初度の入札において、入札者が一人の場合であっても入札を執行する。

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。

(7) この入札の執行は公開する。

(8) この契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(9) 入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。